

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT東日本株式会社

2025年4月 1日から
2026年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

役務の細目	営業収益		営業費用		営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	527,848,902,181	360,585,196,263	247,228,591,795	113,356,604,468	167,263,705,918	-
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
合 計	527,848,902,181	360,585,196,263	247,228,591,795	113,356,604,468	167,263,705,918	-

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。)に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。)に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	15,436,945,276	9,122,204,392	6,314,740,884
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-
合 計	15,436,945,276	9,122,204,392	6,314,740,884

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。
- 2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。
- 3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

- 本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年 総務省令第 16号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。
2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準
- 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。